

バーミューダ諸島を巡る租税条約

1 2005年米国多国籍企業海外投資の統計

米国の官庁資料 (U.S. Bureau of Economic Analysis) における米国多国籍企業にみる海外投資先の国別順位(2005年)は次のとおりである。

1位:英国 (15.6%),* 2位:カナダ (11.3%), 3位:オランダ (8.8%), 4位:オーストラリア (5.5%), 5位:バーミューダ諸島 (4.4%), 6位:ドイツ (4.2%), 7位:カリブ海に所在する英領 (4.1%), 8位:スイス (4%), 9位:日本 (3.6%), 10位:メキシコ (3.4%), その他 (35%)。

この統計数値から推測すれば、英国は、金融関連、3位のオランダ (持株会社等に対する優遇税制)、5位のバーミューダ諸島 (タックスヘイブン)、7位のカリブ海に所在する英領 (タックスヘイブン) 及び8位のスイス (持株会社等に対する優遇税制) は、いずれも投資を迂回していることは明らかである。中国は、10位にも入っていない一方、タックスヘイブンが多く投資先の国となっていることは、例えば、日本における匿名組合の課税等で問題となったオランダ企業は、実は米国企業が設立したダミーであり、日本に対する投資額がこれら迂回投資を勘案したときに実際に上記の順位かどうか疑問であろう。

2 米国の情報交換協定

米国が締結している税務に関する情報交換協

定 (Tax Information Exchange Agreement: 以下括弧書き年号は発効年) は、アンティグア・バーブーダ (2003年)、バハマ (2004年)、バルバドス (1984年)、バーミューダ諸島 (1988年)、コスタリカ (1991年)、ドミニカ (1988年)、ドミニカ共和国 (1989年)、グレナダ (1987年)、ガイアナ (1992年)、ホンジュラス (1991年)、ジャマイカ (1986年)、マーシャル諸島 (1991年)、メキシコ (1990年)、ペルー (1993年)、セントルシア (1991年)、トリニダードトバゴ (1990年) 等である。なお、ケイマン諸島と米国との間の情報交換協定は、2001年11月に署名されているが、未発効である。

したがって、米国は、例えば、上記1で第5位であるバーミューダ諸島とは、税務情報を交換できる状態にある。バーミューダ諸島は、タックスヘイブンとして有名であり、オフショア金融センターとして米国から投資が多いものと思われる。バーミューダ諸島は、英国の海外領土であり、自治権があることで独自の税制を制定しているのである。また、地理的に、この島はカリブ海に所在する英領 (ケイマン諸島等) とは離れて大西洋上に所在している。

3 米国・バーミューダ諸島との間の租税情報交換協定・保険所得条約

米国・バーミューダ諸島との間に二つの租税条約が締結されている。一つは、以下で述べる租税情報交換協定である。他は、保険に係る所得税租税条約 (以下「保険所得条約」という。)

Topics of International Taxation

である。

租税情報交換協定は、米国周辺に多く存在するタックスヘイブンを悪用した脱税等を防止する観点から、税務情報を交換できる租税条約を上記の各国と締結したものである。タックスヘイブンであるバーミューダ諸島が米国とこのような条約を締結した理由は、米国国内税法との関連にある。すなわち、米国の税法では、観光地であるバーミューダ諸島において法人が会議等を開催した場合、派遣される社員の旅費は損金不算入とされている。その理由としては、米国国内において開催できる会議を海外で行うのであるから、通常・必要な経費ではないという認識に基づくものであろう。

米国政府は、国内税法（内国歳入法典第274条(h)(6)(c)）を改正して、租税情報交換協定を締結した相手国について、旅費の取扱い上、米国国内とみなす措置を講じることにした。その結果、米国からの観光客による収入を見込んでいたバーミューダ諸島はこの条約締結に合意したと思われる。

米国・バーミューダ諸島との間の租税情報交換協定（以下「本協定」という。）の条文構成は次のようになっている。

本協定は、第1条（対象税目）、第2条（定義）、第3条（情報交換）、第4条（本協定のその他の適用）、第5条（発効）、第6条（改正と終了）、の全6条である。

保険所得条約は、1986年7月に署名し、1988年12月に発効した条約であり、情報交換とバーミューダ諸島に所在する保険会社の米国における課税に特化した変則的な租税条約である。保険所得条約は、多くのキャプティブ保険会社（保険会社が自社のリスクに保険をかけるために所有・支配する保険会社）がバーミューダ諸島

を利用していることを原因としているのである。

4 タックスヘイブンであるが、EUとの合意を免れた国

EUは、加盟国の居住者が他の加盟国等に預金を置いて利子所得を居住地国に申告しない事態を解消するために、加盟各国、ヨーロッパの非加盟であるタックスヘイブン国及びカリブ海に所在するタックスヘイブンである英領、蘭領の地域と情報交換又は情報交換をしないのであれば源泉徴収をすることに合意（以下「EU合意」という。）したのである。しかし、カリブ海に所在するタックスヘイブンのうち、独立国は除外されたのである。除外された国は、アンティグア・バーブーダ、バハマ、バルバドス、ベリーズ、パナマ、ドミニカ国、グレナダ、セント・クリストファー・ネイヴィース、セントルシア、セント・ビンセント及びグレナディーン諸島、ヴァージン諸島（米）である。そして、英領でありながら、なぜかバーミューダ諸島が適用外となったのである。

この結果、米国との租税情報交換協定の締約国であるバルバドス、バーミューダ諸島等のオフショア金融センターは、米国と情報交換がある点ではケイマン諸島よりも不利であるが、ケイマン諸島は、EU合意により情報交換（EU加盟国の居住者に関する情報）に合意している。今後、このようなタックスヘイブンを巡る動きが、オフショア資産の動きにどのように影響するのか推移を見守る必要がある。

中央大学商学部教授

矢内 一好